

(公財)西宮市国際交流協会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、(公財)西宮市国際交流協会(以下「協会」という。)が行う国際交流事業の推進に要する経費について、その全部又は一部を補助することにより、事業の健全な発展と育成を図り、もって市民、市民団体、関係機関等及び行政が一体となった国際交流及び国際協力の事業を推進し、より世界に開かれた国際性豊かな社会の発展に寄与することを目的とする。

(補助対象経費)

第2条 この補助金の交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 多文化共生社会の実現に関する事業費
- (2) 国際交流・国際協力に関する事業費
- (3) 国際理解に関する事業費
- (4) その他この協会の目的を達成するために必要な事業費
- (5) 協会運営のために必要な管理費

(補助金の交付)

第3条 市長は予算の範囲内において、前条に掲げる経費の全部又は一部について、補助金を交付するものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の申請にあたっては、補助金等の取扱いに関する規則(昭和58年3月31日、西宮市規則第81号(以下「規則」という。))第7条に定める補助金等交付申請書(様式第1号)をその定める日までに、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類を審査するとともに、補助金の交付の適否を決定し、その旨を協会に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第6条 補助金の交付は、交付決定後、請求に基づき行う。なお、補助金は4半期に分けて支払う。

(実績報告)

第7条 事業実績報告書は、当該年度の事業決算終了後、速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の精算)

第8条 市長は、事業実績報告書等を審査し、当該実績等が第6条の規定により決定した補助金の額に満たないと認める場合には、協会に対し、補助金の精算を命じなければならない。ただし、市長が特に認めるものについては、この限りでない。

(雑則)

第9条 補助金の取扱いに関しては、要綱に定めるほか、規則によるものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行し、第9条にかかる改正については平成18年度補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年3月30日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。